

第 4982 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 5月15日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 接待飲食費の要件

Q：今年の4月以後開始事業年度から、接待飲食費の50%相当額が損金算入できるようになったそうですが、記載要件があるとか。どのようになっているのですか？

A：基本的に飲食交際費の要件と同じです。

【解説】

平成26年4月1日以後開始事業年度から、接待飲食費の50%相当額を損金に算入することができることとなりましたが、対象となる接待飲食費とは、飲食費であって、その旨につき帳簿及び書類に次の事項が記載されているものとされています。

- ① 飲食等があった年月日
- ② 飲食等に参加した得意先等の氏名又は名称及びその関係
- ③ 飲食の額並びに飲食店の名称、所在地
- ④ その他飲食費であることを明らかにするために必要な書類

したがって、これらの全ての記載要件を満たさなければ、損金算入の対象にならないわけですが、記載方法については、特に規定がありませんので、領収書の裏にでも記載しておけば認められることとなりますが、この接待飲食費の50%損金算入は、飲食交際費の5,000円基準の適用を除いた額が対象になりますので、これらは区別して集計できるようにしておく必要があります。

